

寝屋川市障害福祉計画（第4期計画）の策定方針（案）

1. 計画策定の目的

寝屋川市は、まちづくりの基本方針である「寝屋川市総合計画」、保健福祉のマスタープランである「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（地域福祉計画）」のもと、「寝屋川市障害者長期計画」を基本方針とする障害者施策を推進しています。

そのため、平成17年に制定された障害者自立支援法に基づき、平成18年度から3年を1期として策定してきた「寝屋川市障害福祉計画」を、障害福祉サービス等の推進方策と障害者長期計画を具体的に推進するために重点的に取り組む事項を定める計画と位置づけ、「寝屋川市障害者計画等推進委員会」や「寝屋川市自立支援協議会」で協議や進捗管理を行いながら、推進を図っています。

平成24年には障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が制定され、次期の第4期計画は障害者総合支援法に基づいて策定することとなりました。障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障害のある人の日常生活や社会生活を総合的に支援することを基本理念とし、障害者の定義に難病等を追加するとともに、障害支援区分の創設や障害福祉サービス等の充実などを定めており、第4期計画ではこれらを推進するための方策を定める必要があります。

また、障害者差別解消法の制定や障害者虐待防止法の施行などの法整備による国連の障害者権利条約の批准や国の「障害者基本計画（第3次）」の策定などをはじめとする障害者施策や、子ども・子育て支援新制度をふまえた障害児支援と子育て支援施策の連携などの関連分野の施策、寝屋川市の施策や地域の状況などとも連動し、障害者支援を効果的に推進する計画とすることがいっそう重要となっています。

こうした状況をふまえ、現行計画および障害者長期計画の進捗状況を基盤として、市民のニーズに的確に対応する障害福祉サービス等を的確に提供していくための方策や、障害者長期計画に基づく障害者支援を効果的に推進していくために重点的に取り組む事項を定めるよう、第4期の障害福祉計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画であり、国や大阪府が作成する基本指針をふまえつつ、「第五次寝屋川市総合計画」、「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（第二次寝屋川市地域福祉計画）」や、平成26年度に策定する「寝屋川市高齢者保健福祉計画」や「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」との整合性にも配慮して策定します。

また、「寝屋川市障害者長期計画（第二次計画）」を具体的に推進していくための計画として、3年間に重点的に取り組むべき事項等も定めます。

【国の基本指針の主な改正内容】

- (1) 障害者の地域生活の支援のため、機能を集約した拠点（地域生活支援拠点）の整備の方向性などを定める。
- (2) 自立支援協議会での関係者の連携等も含めた相談支援体制の充実・強化に関する事項を定める
- (3) 子ども・子育て支援事業計画との連携もふまえ、障害児支援の提供体制の確保に関する項目を定める。
- (4) 地域生活や一般就労への移行に関して、平成29年度における目標を定める。
- (5) 計画で定めた目標等について年1回以上の調査、分析、評価を行い、必要に応じて見直しを行うことなどを定める。

3. 計画の期間

この計画は、国の基本指針に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間の計画として策定します。

また、計画の進捗状況の調査、分析、評価を障害者計画等推進委員会で毎年実施し、必要に応じて見直し等を行うこととします。

4. 計画の策定方法

この計画は、「寝屋川市障害者長期計画」と的確に連動して策定・推進していくよう、障害者計画等推進委員会における意見交換をふまえるとともに、自立支援協議会の意見を聴いて策定します。

また、市民や当事者の意見を広く聴くため、ニーズ等を把握するためのアンケート調査やヒアリング等を実施し、障害者計画等推進委員会での協議に反映するとともに、計画案に対するパブリックコメントを実施します。

【計画策定の概要スケジュール】

	平成26年						平成27年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現況と課題の整理									
アンケート・ヒアリング等の実施									
サービス見込量等の推計									
サービス推進方策等の検討									
重点的に取り組む事項等の検討									
計画のとりまとめ									
パブリックコメントの実施									
推進委員会の開催	①			②		③			④